

福井市監査告示第2号

令和5年2月27日付け監査告示第7号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福井市監査委員 浅野 信也
福井市監査委員 堀田 宏憲
福井市監査委員 青木 幹雄
福井市監査委員 玉村 正人

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
2 措置を講じた部局等 教育委員会事務局 保健給食課
3 措置通知を収受した年月日 令和6年1月5日
4 措置内容

指摘事項	措置内容
令和3年度全国中学校体育大会派遣事業補助金について、実績報告書が領収書等の証拠書類と一致しておらず、経費の二重計上等の誤りが散見された。 当該補助金は、各校からの実績報告額に基づいて按分されることから、実績報告額の誤りは参加校全ての補助配当額や生徒保護者の負担額に影響を与える	実績報告時に証拠書類を提出するよう福井市学校体育事業補助金交付要綱を改正した。 福井市学校体育事業補助金交付要綱を補完するものとして、福井市学校体育事業補助金事務取扱の手引を作成し、実績報告書に領収書の写し等を添付することを明確にした。 福井市学校体育事業補助金交付要綱の改正等については、令和5年5

<p>。実績報告の確認は確実に実施されたい。</p>	<p>月の校長会において各学校に周知し、福井市学校体育事業補助金事務取扱の手引の作成後には関係各機関に周知を図った。</p> <p>所管課においては、学校から提出された領収書と実績報告書の照合を強化し、不備が認められた場合には再提出を求めるよう職員を指導した。</p>
----------------------------	--